

私は日本共産党岡山市議団を代表して、甲第353号議案 平成17年度岡山市一般会計補正予算(第5号)について、をはじめ、7議案の委員長報告に反対の討論をいたします。

まず、合併に関する問題です。

甲第353号議案 平成17年度岡山市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、歳出第2款総務費 第2項 総務管理費 第20目企画費中 合併・政令市構想事務費、9,658,000円と甲第393号議案岡山県南政令市構想(岡山市・建部町・瀬戸町)合併協議会の設置についてであります。

この間岡山市は周辺市町村と拙速な合併を続けてきました。しかもそれは住民の意思に反したもので、岡山市の財政は悪化しました。今回の合併もまた、十分に住民の意思を反映しているといえません。

瀬戸町とはいきなりの法定協議会設置です。まず任意協議会設置が順序です。さらに、瀬戸町では住民グループが住民投票を求めて動いておられると聞いています。住民の意思を無視した御津町との合併のような経過は、拙速がゆえの問題をひきずることとなります。

建部町では住民説明会が開かれました。私共も説明会場に参加いたしましたが、「このままでは財政的にやっていけない!政令市が主眼じゃない!」との町長の説明がありました。岡山市とは若干思いにズレがあると思いました。「財政難の原因である赤字の第3セクターや全戸対象のブロードバンド事業などのツケまで岡山市民が負の遺産として抱え込むのか」との岡山市民の声も聞かれません。岡山市民への説明は説明会の1つも開かれていません。こうした経過ややり方は市民に開かれた市政運営といえず認めることができません。

次に補正予算のうち、学校給食の調理業務委託のための債務負担行為は今回も反対します。学校給食は直営で行うべきです。パート導入でなら経営的にも効率的という数字がでています。なんでも民間へという考え方の再考を求めます。

次は、甲第358号議案 平成17年度岡山市駅元町地区市街地再開発事業費特別会計補正予算(第2号)についてです。

岡山市財政はこの事業の実施でより悪化しました。周辺住民への配慮不足で様々な被害を出しました。完成間近になってホテル保留床まで市が24億円もかけて購入するという事態に加え、I歯科医院には2度も移転補償費を払い、総計1億1793万1千円の補償をしたなど拙速な事業執行による問題が表面化しております。

私共は、岡山市財政が厳しい時期に住民の声に耳をかさずにやるべき事業ではないとして当初より反対を続けてまいりました。今回も反対を貫かせていただきます。とりわけ、ホテルの保留床購入は断じて認められません。特定建築者である大成建設の責任で売却するべきということを強調しておきます。

次は、甲第368号議案 岡山市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この条例は、日応寺にある岡山市少年自然の家を指定管理者制度で運営することを可能とするものです。私共はいわゆるハード面の管理についてまで反対するものではありません。しかし、子どもたちの教育的指導までを指定管理者に委ねることは問題があると考えます。今回の条例では、ソフト面つまり、教育的指導までも指定管理者に委ねる内容となっておりますので認めることはできません。今議会では指定管理者制度導入に関わって3つの議案の取り下げ、3つの議案の継続審議になっていきます。基本条例をもたず、運用指針の運用すら各局バラバラという中でおきた結果だと考えます。たとえ官から民への管理となっても公的責任を放棄しないための進行管理制度が求められていることを指摘しておきます。

次は、甲第370号議案 不動産の買い入れについてです。総合公園用地として土地を購入しようとするものですが、灘崎町時代から引き継いで鑑定評価をせず高い価格で購入しようとするものです。6月議会で先行取得した同様の土地購入に対し、岡山市のルールに従って鑑定評価をするよう指摘し、是正を求めておりましたが、その後も実施されていないとのこと。「行革」をいながら近隣の3倍の価格である4億90,213,000円で土地購入をするというやり方や税金の使い方を認めることはできません。たとえ経緯があろうとも岡山市のルールにのっとって妥当な価格で不動産購入はなされるべきであるとあらためて指摘しておきます。

次は、甲第397号議案 湛井十二箇郷組合規約の変更についてです。これは、湛井十二箇郷組合議会の議員の選出方法を変更するための議案であります。選出地域及び資格要件を変更する内容ですが、現段階では組合議会内の議論にとどまっており、各地域の関係者への周知や議論はなされていないことを確認しています。大切なルールの変更は民主的手続きをとることが必要です。現段階では時期そうしようであると考えます。

最後は甲第294号議案 岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。9月議会から継続審査になっておりました。

これは、今後予定されている本町8番地と平和町1番地区の再開発事業に関わって事業に対する国の交付金が削減されたことに端を発しています。

全国では6市（岡山市を入れて）が同様に交付金・補助金を削減されたとのこと。対応も様々で、郡山市・長野市などは単市で補助を上の上、高松市は事業者負担で事業継続。事業計画を見直した所もあります。そんな中、岡山市は補助金を出すにとどまらず、マンション購入をして住む権利者ではない住民に固定資産税で超過課税をするという全国どこもやらない前代未聞の政策をはじめようというのです。前萩原市長が政策決定をし、市長不在の9月議会に職務代理者が議案提案し、高谷市長になってこれを実施することになるのです。反対理由を述べます。

そもそも固定資産税は固定資産評価によって課税されるものです。補助金投入と、固定資産課税標準額は関係ない問題です。補助金で受益があるのは事業者なのに、なぜマンションを購入して住む住民へ超過課税なのか理解でき

ません、本来の固定資産税の課税目的からしても逸脱していると思います。現段階において尚国や県とも全くすりあわせをしていません。弁護士の見解も分かれる様な問題で、国・県とのすりあわせもなしに市が突っ走って、将来市民にツケはまわらないのか問題はおこらないのかとの不安は払拭できません。

財政局長は「裁判にならないようにする」とくりかえし答弁され、議論の中ではマンション購入をする際に「裁判をおこさない」という誓約書をとるとの話までありました。しかし、現段階で不動産の売買契約の重要事項の説明に何が入るのかの確定もされていないとのこと。

以上簡潔に問題点を述べさせていただきました。ボタンの掛け違いは入り口で正しておかないと他へ波及します。市の課税権の乱用は議会がチェックしていなくてはならないと私は思います。

議員のみなさまのご賛同をいただきますようお願いいたしまして、私の討論をおわります。